

第1部 アンケート調査

第1 研究の実施概要

1 目的

本研究は、一般市民を対象に全国規模のアンケート調査を行うことを通じて、一般市民における児童虐待の実態及びその影響を明るみにするとともに、その援助のためのニーズを把握すること、さらに一般市民の虐待防止についての知識や意見をも調査することを目的とするものであった。

2 方法

(1) 質問内容

調査対象者の年齢、性別に加え、平成12年に成立した「児童虐待の防止等に関する法律」のことを聞いたことがあるかどうか（以下、「法知識」と略す。）を2件法で、また、子どもをしつけるに当たって親がたたいたりすることについて（以下、「しつけ意見」と略す。）「あたりまえだと思う（以下、「当たり前前」と略す。）」「しかる理由がはっきりしていれば、ある程度たたいてもかまわない（以下、「理由があれば可」と略す。）」「どんな理由があっても、たたいたりしてしつけるべきではない（以下、「絶対にダメ」と略す。）」の3件法で質問した。

また、18歳頃までの間に、同居する保護者である家族から①～⑤を経験したかどうかを質問^{(*)1}した。

- ① けがを負うような暴力を振るわれたことがあるか（以下、「身体的暴力」と略す。）
- ② 1日以上、食事をさせてもらえなかったり、長時間戸外などに放置されたり、その他保護者としての役割を著しく怠る行為を受けたことがあるか（以下、「ネグレクト」と略す。）
- ③ 性的な接触やわいせつな行為を、自分の意思に反してされたことがあるか（以下、「性的暴力」と略す。）
- ④ 傷つくようなことを繰り返して言われたり、ずっと無視されたり、きょうだいと差別されたりしたことがあるか（以下、「心理的暴力」と略す。）
- ⑤ 自分以外の家族の間での暴力を、見たことがあるか（以下、「間接的暴力」と略す。）

さらに、①～⑤の経験者については、その経験のそれぞれに対して、あったらよかったと思う援助・サポート先について、「学校」「身近な人（家族以外）」「家族」「相談窓口」「その他」のいずれであるかを質問した。加えて、その経験が今の生き方に与える影響の程度（以下、「被害の影響」と略す。）についても4件法で質問した。なお、その経験についての聞き取り調査に協力してもらえるかどうか、その可能性がある場合の当方からの連絡方法についても尋ねた。このほか、調査対象者が自発的な感想・意見を記述できるよう、自由記載欄を設けた。（アンケート用紙は資料1に掲載）

(2) 調査対象者及び実施方法

平成14年5月に、郵送によって調査を実施した（同年5月8日に投函し、返送用封筒を同封の上、返送期日は同月24日とした。）。調査対象者は、二階層抽出法により無作為に抽出^{(*)2}された全国の18歳から39歳まで^{(*)3}（平成14年1月1日現在）の男女15,000名^{(*)4}であった。回答者数は2,897名、うち無記入な

(*)1 「児童虐待の防止等に関する法律」に照らし合わせて、経験の期間を18歳までとし、加害者は同居する保護者に限定した。また、虐待の種類についても同法律の分類に基づいたものとした。なお、間接的暴力については広義の虐待と位置付けられると考え、調査項目に加えることにした。

(*)2 調査対象者の無作為抽出に際しては、調査会社に委託した。

を除いた有効回答者数は2,862名（19.1%の回答率^(※5)）であった。

-
- (※3) 調査対象者の年齢を決めるに当たっては、低年齢の者にアンケートでこのような経験について回答させることの心理的負担の大きさや、回答に際して親の圧力を受ける危険性の高さなどを考慮して、18歳以上とし、さらに、ある程度児童期の記憶がはっきりしているであろう年齢層に限定するため、上限を30歳代までとした。
- (※4) あて先不明で182通が返送されてきた。
- (※5) 本調査の回答率は高くないものの、首都圏在住の1,000名を対象に2001年2月に行った予備調査(回答率27.6%)時に用いた質問項目文とほとんど変更がなかった項目については、類似の結果が得られており(例えば、予備調査における間接的暴力の経験者は12.7%、心理的暴力の経験者は10.9%)、本調査結果は信頼性のあるものと考えられる。

第2 結果

1 有効回答者の属性

表1は、有効回答者の属性を示したものである(*6)。この回答者の属性について人口統計を基に推定したところ、30歳未満よりも30歳以上の方が、また、男性よりも女性の方が、回答率が高いとの結果が得られた(*7)。

表1 回答者の属性

性別	年齢区分			合計
	30歳未満	30歳以上	不詳	
男性	517	609	3	1,129
女性	795	872	5	1,672
不詳	1	0	60	61
合計	1,313	1,481	68	2,862

注 法務総合研究所の調査結果による。

2 被害の実態

表2は、各被害について、回答者の属性別に示したものである。同居する保護者である家族から、身体的暴力、ネグレクト、性的暴力、心理的暴力、間接的暴力のいずれかの被害を受けたとする回答は21.7%(*8)であり、属性による有意差は見られなかった。また、児童虐待防止法で規定されていない間接的暴力の被害のみがあるとの回答を除き、身体的暴力、ネグレクト、性的暴力、心理的暴力のいずれかの被害を受けたとの回答は14.3%（409名）、属性不明の者を除くと14.5%（405名）であった。

(*6) 年齢、性別の質問項目がアンケート用紙の後ろにあったため、やや回答率が落ちたものと解釈できる。

(*7) 総務省人口統計によると、平成13年の18歳～29歳の男子人口は10,672,538名、女子人口は10,265,258名、30歳～39歳の男子人口は8,759,807名、女子人口は8,578,667名であり、それを基に回答者数の期待値を計算してみると、それぞれ、779名、749名、639名、626名であった。

(*8) 属性不明の者を含めると21.3%（609名）であった。

表2 被害別にみた属性別被害状況

被害の種類	属性区分				合計	検定結果
	男性 30歳未満	男性 30歳以上	女性 30歳未満	女性 30歳以上		
いずれかの被害						
あり	109 (21.1) [-0.4]	116 (19.0) [-1.8]	189 (23.8) [1.7]	191 (21.9) [0.2]	605 (21.7)	$\chi^2(3)=4.67$ $p>.05$
なし	408 (78.9) [0.4]	493 (81.0) [1.8]	606 (76.2) [-1.7]	681 (78.1) [-0.2]	2,188 (78.3)	
合計	517	609	795	872	2,793	
身体的暴力						
あり	30 (5.8) [0.6]	30 (4.9) [-0.5]	53 (6.7) Δ [2.0]	35 (4.0) ∇ [-2.0]	148 (5.3)	$\chi^2(3)=6.30$ $p>.05$
なし	486 (94.2) [-0.6]	578 (95.1) [0.5]	740 (93.3) ∇ [-2.0]	836 (96.0) Δ [2.0]	2,640 (94.7)	
合計	516	608	793	871	2,788	
ネグレクト						
あり	31 (6.0) Δ [3.0]	24 (4.0) [0.3]	25 (3.1) [-1.1]	25 (2.9) [-1.7]	105 (3.8)	$\chi^2(3)=10.09$ $p<.05^*$
なし	483 (94.0) ∇ [-3.0]	583 (96.0) [-0.3]	769 (96.9) [1.1]	846 (97.1) [1.7]	2,681 (96.2)	
合計	514	607	794	871	2,786	
性的暴力						
あり	1 (0.2) ∇ [-3.5]	7 (1.2) ∇ [-2.0]	32 (4.0) Δ [4.1]	22 (2.5) [0.7]	62 (2.2)	$\chi^2(3)=25.26$ $p<.01^{**}$
なし	515 (99.8) Δ [3.5]	600 (98.8) Δ [2.0]	762 (96.0) ∇ [-4.1]	848 (97.5) [-0.7]	2,725 (97.8)	
合計	516	607	794	870	2,787	
心理的暴力						
あり	47 (9.1) [-1.0]	42 (6.9) ∇ [-3.2]	102 (12.9) Δ [2.7]	98 (11.3) [1.0]	289 (10.4)	$\chi^2(3)=14.71$ $p<.01^{**}$
なし	469 (90.9) [1.0]	565 (93.1) Δ [3.2]	691 (87.1) ∇ [-2.7]	772 (88.7) [-1.0]	2,497 (89.6)	
合計	516	607	793	870	2,786	
間接的暴力						
あり	67 (13.0) [-0.5]	75 (12.3) [-1.1]	110 (13.9) [0.2]	130 (14.9) [1.3]	382 (13.7)	$\chi^2(3)=2.35$ $p>.05$
なし	450 (87.0) [0.5]	533 (87.7) [1.1]	684 (86.1) [-0.2]	740 (85.1) [-1.3]	2,407 (86.3)	
合計	517	608	794	870	2,789	

- 注 1 法務総合研究所の調査結果による。
2 属性不明の者は除く。
3 「いずれかの被害」の有無の分類は、各被害が無回答の場合には「なし」とみなして計上している。
4 「身体的暴力」「ネグレクト」「性的暴力」「心理的暴力」「間接的暴力」については、無回答の者は除いて計上している。
5 ()内は、比率である。
6 []内は、調整済残差であり、 Δ は期待値より有意に高いことを、 ∇ は期待値より有意に低いことを示している。
7 **は危険率1%以下、*は5%以下で有意差が見られることを示している。

また、各被害について表2を見ると、まず、最も多く挙げられた被害は、間接的暴力の13.7%であり、心理的暴力(10.4%)、身体的暴力(5.3%)、ネグレクト(3.8%)、性的暴力(2.2%)(*9)が続いた。各被害を属性別に見てみると、身体的暴力及び間接的暴力では有意差が見られなかった。一方、ネグレクトについては、女性よりも男性の方が、また、30歳以上よりも30歳未満の方が「あり」と回答する傾向が見られ、男性30歳未満は他の群に比べて「あり」と回答する比率が有意に高かった。また、性的暴力については、男性よりも女性の方が「あり」と回答する傾向が見られ、女性30歳未満は「あり」と回答する比率が有意に高く、男性30歳未満及び男性30歳以上は「あり」と回答する比率が有意に低かった。心理的暴力については、男性よりも女性の方が、また、30歳以上よりも30歳未満の方が「あり」と回答する傾向が見られ、女性30歳未満は「あり」と回答する比率が有意に高く、男性30歳以上は「あり」と回答する比率が有意に低かった。

なお、被害の重複状況は表3のとおりである。間接的暴力のみの被害を受けたとする者が200名、心理的暴力のみを受けたとする者が110名いた。一方、身体的暴力のみの被害を受けたとする者は少なく、間接的暴力との重複被害を受けたとする者の比率が高く、心理的暴力との重複被害を受けたとする者の比率がそれに続いた。また、ネグレクトについても、ネグレクトのみの被害を受けたとする者は少なく、心理的暴力との重複被害を受けたとする者の比率が高く、間接的暴力との重複被害を受けたとする者の比率がそれに続いた。性的暴力については、心理的暴力や間接的暴力との重複被害を受けたとする者が、それぞれ半数近くを占めていた。

表3 被害の重複状況

	身体的暴力	ネグレクト	性的暴力	心理的暴力	間接的暴力	合計
身体的暴力	19 (12.7)	48 (32.0)	19 (12.7)	87 (58.0)	101 (67.3)	150 (100.0)
ネグレクト	48 (44.9)	18 (16.8)	15 (14.0)	69 (64.5)	54 (50.5)	107 (100.0)
性的暴力	19 (30.6)	15 (24.2)	19 (30.6)	31 (50.0)	29 (46.8)	62 (100.0)
心理的暴力	87 (29.8)	69 (23.6)	31 (10.6)	110 (37.7)	127 (43.5)	292 (100.0)
間接的暴力	101 (26.2)	54 (14.0)	29 (7.5)	127 (33.0)	200 (51.9)	385 (100.0)

注 1 法務総合研究所の本調査結果による。
 2 同一項目のところは、単独被害を示している。
 3 3種以上の被害については、該当するところに重複して示している。
 4 ()内は、比率である。

3 援助・サポート

表4は、被害を受けた者に対して、その被害を受けた際にあつたらよかったと思う援助・サポート先について尋ねた結果をまとめたものである。被害の種類によって、援助・サポート先が必ずしも同じでないことがうかがえる。すなわち、身体的暴力については、「家族」の援助・サポートを求める比率が最も高かった。ネグレクト及び性的暴力については、「相談窓口」に援助・サポートを求める傾向が見られ、

(*9) 属性不明の者を含めると、間接的暴力は13.5%、心理的暴力は10.2%、身体的暴力は5.3%、ネグレクトは3.7%、性的暴力は2.2%であった。

特に性的暴力でその傾向が際だっていた。心理的暴力及び間接的暴力については、「身近な人」に援助・サポートを求める比率が高く、特に、間接的暴力において「家族」に援助・サポートを求める比率は、「身近な人」に求める比率の半分程度にとどまった。いずれの被害についても、「学校教師」に援助・サポートを求める比率は高くなかった。

表4 被害別にみた援助・サポート先

被害の種類	援助・サポート先						合計
	学校教師	身近な人	家族	相談窓口	その他	無回答	
身体的暴力	11 (7.3)	31 (20.7)	34 (22.7)	28 (18.7)	33 (22.0)	13 (8.7)	150 (100.0)
ネグレクト	1 (0.9)	22 (20.6)	21 (19.6)	25 (23.4)	24 (22.4)	14 (13.1)	107 (100.0)
性的暴力	2 (3.2)	6 (9.7)	14 (22.6)	20 (32.3)	13 (21.0)	7 (11.3)	62 (100.0)
心理的暴力	19 (6.5)	72 (24.7)	55 (18.8)	50 (17.1)	60 (20.5)	36 (12.3)	292 (100.0)
間接的暴力	11 (2.9)	104 (27.0)	53 (13.8)	81 (21.0)	66 (17.1)	70 (18.2)	385 (100.0)

注 1 法務総合研究所の本調査結果による。

2 ()内は、比率である。

なお、「その他」の具体的内容として自由記載されたものの中には、「保護者の側を治療・処遇してくれる機関が欲しかった」「同種の体験をした者同士の情報交換の場が欲しかった」「子どものための駆け込み寺のような所が欲しかった」「施設入所ではなく、子どもが親元を離れて社会生活が送れる居住環境、資金面の援助が欲しかった」などがあった。また、「我慢するのが当たり前と思っており、状況を打開することをあきらめていた」「どうしたら助かるなんて考える余裕がなかった」「相談することを思い付かなかった」など、他者に援助・サポートを求めるといったこと自体に気付かなかったとの回答や、「(幼すぎて、あるいは、被害者自身からは)相談に行かないものなので、周囲に気付いてほしい」といった回答もあった。一方、「相談しても無駄」「相談したことがばれると事態がさらに悪化するなどと恐れて相談できない」「(家族の問題は恥であり)他者に聞いてほしくない」など、相談することに肯定的感情を抱けない回答も見られた。このほか、他者に頼る代わりに「自分で解決する力が欲しかった」との回答もあった。また、「相談するほどのことではなく、容易に解決できた」「サポート・援助体制が整っており、サポートの必要がなかった」などの回答もあった。なお、身体的暴力、ネグレクト、心理的暴力においては、「自分が悪かったので、そうされて当然(あるいは仕方がない)」などもあった。また、性的被害においては、「やられたこと自体を忘れようと自分で努力した」などがあつた。

4 被害の影響

表5が示すように、いずれかの被害を受けた者について、被害の影響を属性別に見たところ、女性30歳以上が最も影響が強く、女性30歳未満、男性30歳未満、男性30歳以上の順で弱くなることが明らかになった。

表5 被害の影響についての属性別平均値と分散分析結果

属性区分				F 値	多重比較
男性 30歳未満 n=99	男性 30歳以上 n=109	女性 30歳未満 n=181	女性 30歳以上 n=179		
2.53 (1.15)	2.34 (1.06)	2.81 (0.97)	2.92 (0.88)	9.32**	男性30歳以上<女性30歳未満** 男性30歳以上<女性30歳以上** 男性30歳未満<女性30歳以上**

- 注 1 法務総合研究所の調査結果による。
 2 いずれかの被害がある者を分析対象としており、属性不明の者及び被害の影響について無回答の者は除く。
 3 被害の影響の4件法の結果は、「全くそう思わない」=1、「非常にそう思う」=4とスコアリングした。
 4 ()内は、標準偏差である。
 5 **は危険率1%以下、*は5%以下で有意差が見られることを示している。

また、表6が示すように、被害の影響について被害別に見てみると、心理的暴力、身体的暴力、ネグレクトでは、それぞれの経験が「あり」の場合が「なし」よりも影響が有意に強いとの結果が得られた。一方、性的暴力及び間接的暴力については、その経験の有無による有意差は見られなかった。

表6 被害の影響についての被害別平均値とt検定結果

被害の種類	n	平均	標準偏差	t 値
身体的暴力				
あり	147	2.97	0.97	-3.82**
なし	421	2.61	1.02	
ネグレクト				
あり	104	2.90	1.08	-2.22*
なし	464	2.66	1.00	
性的暴力				
あり	57	2.89	1.03	-1.53
なし	509	2.68	1.01	
心理的暴力				
あり	290	3.05	0.93	-8.93**
なし	278	2.34	0.98	
間接的暴力				
あり	348	2.69	1.02	0.41
なし	219	2.73	1.01	

- 注 1 法務総合研究所の調査結果による。
 2 いずれかの被害がある者を分析対象としており、被害の影響について無回答の者は除く。
 3 各被害について無回答の者は除く。
 4 被害の影響の4件法の結果は、「全くそう思わない」=1、「非常にそう思う」=4とスコアリングした。
 5 **は危険率1%以下、*は5%以下で有意差が見られることを示している。

さらに、被害の影響にどのような要因が影響を及ぼしているかを明らかにするために、重回帰分析を行った結果について、表7に示してある。いずれかの被害を受けた者について、影響を及ぼしている要因としては、心理的暴力の影響が最も強く、心理的暴力が「なし」よりも「あり」の方が、また、身体的暴力や間接的暴力が「なし」よりも「あり」の方が、このほか、性別では男性よりも女性の方が、その影響が強いとの結果が得られた。

表7 被害の影響を従属変数とした重回帰分析（ステップワイズのペア）の結果（標準化係数）

独立変数	母集団の種類					
	いずれかの被害あり	身体的暴力あり	ネグレクトあり	性的暴力あり	心理的暴力あり	間接的暴力あり
身体的暴力	0.12**	—				0.10*
ネグレクト			—		0.17**	
性的暴力				—		
心理的暴力	0.35**	0.46**	0.57**	0.42**	—	0.38**
間接的暴力	0.10*				0.19**	—
性別	0.18**				0.17**	0.16**
年齢層別						
R ²	0.18**	0.21**	0.32**	0.18**	0.10**	0.22**
調整済み R ²	0.17**	0.20**	0.31**	0.16**	0.09**	0.21**

注 1 法務総合研究所の調査結果による。

2 被害の影響の4件法の結果は、「全くそう思わない」=1、「非常にそう思う」=4とスコアリングした。

3 各被害については、「なし」=0、「あり」=1、性別については、「男性」=0、「女性」=1、年齢層については、「30歳未満」=0、「30歳以上」=1とスコアリングした。

4 「—」は、変数として投入しなかったものを、また、空欄はステップワイズ法により変数として採用されなかったことを示している。

5 **は危険率1%以下、*は5%以下で有意差が見られることを示している。

また、各被害について「あり」とした者について同種の重回帰分析を行った結果、身体的暴力がある者、ネグレクトがある者、性的暴力がある者、間接的暴力がある者のそれぞれにおいては、心理的暴力が「なし」よりも「あり」の方が、影響が強いとの結果が得られた。加えて、間接的暴力がある者については、身体的暴力が「なし」よりも「あり」の方が、また、性別では男子よりも女子の方が、影響が強いとの結果が得られた。一方、心理的暴力がある者については、その重相関係数自体あまり高くなかったものの、間接的暴力やネグレクトが「なし」よりも「あり」の方が、また、性別では男性よりも女性の方が、影響が強いとの結果が得られた。

5 法知識やしつけ意見

表8が示すように、83.1%(*10)が「児童虐待の防止等に関する法律」についての法知識があると回答していた。また、その法知識の有無をいずれかの被害の有無及び属性別に見てみると、いずれの被害もない30歳未満については、男女共に、知識を有している比率が低く、いずれかの被害を有する30歳以上については、男女共に、知識を有している比率が高かった。このほか、いずれの被害もない女性30歳以上においても、知識を有している比率が高かった。

(*10) 属性不明の者を含めても83.1%であった。

表 8 いずれかの被害の有無及び属性別にみた法知識

法知識	いずれの被害もなし				いずれかの被害あり				合計	検定結果
	男性	男性	女性	女性	男性	男性	女性	女性		
	30歳未満	30歳以上	30歳未満	30歳以上	30歳未満	30歳以上	30歳未満	30歳以上		
あり	304 (75.8) ▼[-4.2]	400 (82.0) [-0.8]	476 (79.6) ▼[-2.6]	603 (89.2) △[4.9]	87 (80.6) [-0.7]	103 (90.4) △[2.1]	155 (82.0) [-0.4]	167 (89.3) △[2.3]	2,295 (83.1)	$\chi^2(7)=48.86$ p<.01**
なし	97 (24.2) △[4.2]	88 (18.0) [0.8]	122 (20.4) △[2.6]	73 (10.8) ▼[-4.9]	21 (19.4) [0.7]	11 (9.6) ▼[-2.1]	34 (18.0) [0.4]	20 (10.7) ▼[-2.3]	466 (16.9)	
合計	401	488	598	676	108	114	189	187	2,761	

- 注 1 法務総合研究所の調査結果による。
 2 属性不明の者は除く。
 3 「いずれかの被害」の有無の分類は、各被害が無回答の場合には「なし」とみなして計上している。
 4 法知識について無回答の者は除く。
 5 () 内は、比率である。
 6 [] 内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に高いことを、▼は期待値より有意に低いことを示している。
 7 **は危険率1%以下、*は5%以下で有意差が見られることを示している。

一方、しつけ意見については、表 9 に示したとおり、「絶対にダメ」との意見は14.9%にとどまり、「理由があれば可」が82.9%であった。なお、「当たり前」も2.2%(*11)を占めていた。また、属性別にみると、女性よりも男性の方が「当たり前」と回答する比率が有意に高かった。また、男女いずれも、30歳未満よりも30歳以上の方が「絶対にダメ」と回答する比率が有意に低いとの結果が得られた。

表 9 属性別にみたしつけ意見

しつけ意見	属性区分				合計	検定結果
	男性	男性	女性	女性		
	30歳未満	30歳以上	30歳未満	30歳以上		
当たり前	24 (4.7) △[4.2]	25 (4.1) △[3.7]	4 (0.5) ▼[-3.8]	8 (0.9) ▼[-3.1]	61 (2.2)	$\chi^2(6)=85.67$ p<.01**
理由があれば可	424 (82.5) [-0.3]	532 (88.1) △[3.8]	621 (78.7) ▼[-3.7]	723 (83.5) [0.5]	2,300 (82.9)	
絶対にダメ	66 (12.8) [-1.4]	47 (7.8) ▼[-5.5]	164 (20.8) △[5.5]	135 (15.6) [0.7]	412 (14.9)	
合計	514	604	789	866	2,773	

- 注 1 法務総合研究所の調査結果による。
 2 属性不明の者は除く。
 3 しつけ意見について無回答の者は除く。
 4 () 内は、比率である。
 5 [] 内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に高いことを、▼は期待値より有意に低いことを示している。
 6 **は危険率1%以下、*は5%以下で有意差が見られることを示している。

(*11) 属性不明の者を含めると「絶対ダメ」は15.1%、「理由があれば可」は82.6%、「当たり前」は2.3%であった。

また、被害経験別にしつけ意見について見てみると、表10が示すように、いずれの被害についても「なし」よりも「あり」の方が暴力を用いることへの容認度が低い傾向にあったが、身体的暴力、心理的暴力、間接的暴力においては、それぞれ「なし」よりも「あり」の方が、「理由があれば可」と回答する比率が有意に低く、「絶対にダメ」と回答する比率が有意に高かった。

表10 被害別にみたしつけ意見

被害の種類	しつけ意見			検定結果
	当たり前	理由があれば可	絶対にダメ	
いずれかの被害				
あり	17 (2.8) [1.0]	486 (80.3) [-1.7]	102 (16.9) [1.4]	$\chi^2(2)=3.04$ $p>.05$
なし	48 (2.1) [-1.0]	1,861 (83.3) [1.7]	326 (14.6) [-1.4]	
身体的暴力				
あり	3 (2.0) [-0.2]	114 (76.0) ▼[-2.2]	33 (22.0) △[2.5]	$\chi^2(2)=6.04$ $p<.05^*$
なし	62 (2.3) [0.2]	2,230 (83.1) △[2.2]	393 (14.6) ▼[-2.5]	
ネグレクト				
あり	3 (2.8) [0.4]	82 (76.6) [-1.7]	22 (20.6) [1.6]	$\chi^2(2)=2.83$ $p>.05$
なし	62 (2.3) [-0.4]	2,259 (82.9) [1.7]	405 (14.9) [-1.6]	
性的暴力				
あり	2 (3.3) [0.5]	47 (77.0) [-1.2]	12 (19.7) [1.0]	$\chi^2(2)=1.39$ $p>.05$
なし	63 (2.3) [-0.5]	2,295 (82.8) [1.2]	414 (14.9) [-1.0]	
心理的暴力				
あり	6 (2.1) [-0.3]	224 (77.2) ▼[-2.6]	60 (20.7) △[2.8]	$\chi^2(2)=7.97$ $p<.05^*$
なし	59 (2.3) [0.3]	2,117 (83.2) △[2.6]	367 (14.4) ▼[-2.8]	
間接的暴力				
あり	11 (2.9) [0.8]	297 (77.7) ▼[-2.7]	74 (19.4) △[2.6]	$\chi^2(2)=7.51$ $p<.05^*$
なし	54 (2.2) [-0.8]	2,047 (83.4) △[2.7]	352 (14.3) ▼[2.6]	
合計	65	2,341	427	

- 注 1 法務総合研究所の本調査結果による。
 2 「いずれかの被害」の有無の分類は、各被害が無回答の場合には「なし」とみなして計上している。
 3 「身体的暴力」「ネグレクト」「性的暴力」「心理的暴力」「間接的暴力」については、無回答の者は除いて計上している。
 4 しつけ意見について無回答の者は除く。
 5 ()内は、比率である。
 6 []内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に高いことを、▼は期待値より有意に低いことを示している。
 7 **は危険率1%以下、*は5%以下で有意差が見られることを示している。

さらに、いずれかの被害を受けた者の被害の影響としつけ意見の関係については、表11が示すように、暴力を用いることへの容認度が低いほど、被害の影響が強いとの結果が得られた。

表11 被害の影響についてのしつけ意見別平均値と分散分析結果

しつけ意見			F 値	多重比較
当たり前 n=15	理由があれば 可 n=454	絶対にダメ n=97		
1.93 (1.03)	2.68 (1.02)	2.98 (0.94)	8.20**	当たり前<絶対にダメ** 当たり前<理由があれば可* 理由があれば可<絶対にダメ*

- 注 1 法務総合研究所の本調査結果による。
 2 いずれかの被害のある者を分析対象としており、しつけ意見及び被害の影響について無回答の者は除く。
 3 被害の影響の4件法の結果は、「全くそう思わない」=1、「非常にそう思う」=4とスコアリングした。
 4 ()内は、標準偏差である。
 5 **は危険率1%以下、*は5%以下で有意差が見られることを示している。

なお、自由記載欄には、暴力を用いたしつけについての意見が多数あった。暴力を用いたしつけに肯定的な意見としては、「たたかれずに育った人はわがまま」「甘やかしすぎた結果が今日のだらけた子の増産につながっており、根性を付けるために体罰を含めて厳しくする必要がある」「子どもとは、自己の欲望のままに行動するのであって、それを社会化させていくには、暴力を含め、ある程度高圧的な態度をとることが必要」「悪いことをしてたたかれた経験は、メリハリがあって良かった」「悪いことをしたら痛い思いをすとの体験が曲がった人間になるのを防ぐ」「痛みを経験していれば、いじめ、殺人などの他者への暴力は抑制されるはず」などがあった。また、暴力を用いることもやむを得ないとの容認的な意見としては、「子どもの側が、自らが悪いことをしたから怒られていると認識できれば、子ども自身、虐待とはとらえないはず」「けがや生命に危険があるほどでなければ、例えば(手加減しながら)たたくなどはしつけの範ちゅう」「感情に任せて怒ってはダメだが、(子どもとしっかりと向き合って)叱るのならばOK」「言葉で言っても効かない子、度が過ぎた行為については、暴力を用いたしつけもやむをえない」「体罰の後にフォローできれば(あるいはフォローする他者がいれば)構わない」「愛情に包まれて育てているならば、多少の暴力があっても、それがもとで心に傷を受けるわけではない」などがあった。

一方、反対論としては、「口や行動で教えてあげる技術があれば、暴力を用いなくても十分指導できるはず」「時間をかけずに手短かに子をコントロールしようとする者が暴力に出るのであって、話し合いで解決できるはず」「親の威厳とは、暴力を直接子にふるわなくても伝えられるはず」といった意見があった。また、「『本人が納得すればよい』との意見もあるが、実際には、被虐待児には自罰傾向があり、『自分のせい』ととらえやすい」「親側の認識と子ども側の認識は必ずしも一致せず、親側はしつけの名のもとに傷つけることを意図していない場合でも、子どもの側では十分に傷ついていることがままある」などの言及も見られた。

このほか、「過保護な親に育てられた最近の子どもは、ちょっとしたことでも『暴力』と感じてしまう」、「以前は騒がれなかったような暴力についてまで、虐待と騒ぐようになってしまった」との批判が見られる一方、「最近では虐待とみなしてくれるようになってうらやましい」といった昨今の風潮に賛同する意見も寄せられていた。

第3 考察

まず、被害状況について考察してみたい。

今回の一般人に対する調査と、法務総合研究所（2001）による少年院在院者に対する調査とでは、調査対象者の年齢層や、被害に関する質問項目が同一ではないため、正確な比較や厳密な検討は困難である。しかしながら、一般人の被害体験と、少年院在院者の被害体験とを相互に照らし合わせながら考察を加えることの意味はあると考え、以下に、その考察を試みることにする^(*12,13)。

今回の調査の身体的暴力に相当する法務総合研究所（2001）における項目は、「殴られる、蹴られる、刃物で刺される、首を絞められる、やけどを負わせられるなど、血が出たり、あざができたり、息ができなくなるような暴力を受けた」とみなせるが、男子少年院在院者では38.6%（2,125名中820名）、女子少年院在院者では50.2%（229名中115名）がそのような経験があると回答していた。表2に示した一般人を対象とした今回の結果と比較すると、少年院在院者では、明らかに被害体験が多いことがうかがえる。

ネグレクトに相当する法務総合研究所（2001）における項目は、「1日以上、食事をさせてもらえなかった」とみなせるが、男子少年院在院者では7.0%（2,125名中148名）、女子少年院在院者では10.5%（229名中24名）がそのような経験があると回答していた。表2に示した一般人を対象とした今回の結果と比較すると、女性については、少年院在院者の方が、被害体験が多いことがうかがえる。

性的暴力に相当する法務総合研究所（2001）における項目は、「自分の意思に反して性的な接触を無理強いされた（体を触られる、寄りかかれる、服を脱がされる、キスされるなど）」「自分の意志に反して、性交された（されそうになった）」の2項目とみなせるが、男子少年院在院者では1.0%（2,125名中22名）、女子少年院在院者では8.7%（229名中20名）がそのいずれかの経験があると回答していた。表2に示した一般人を対象とした今回の結果と比較すると、ネグレクトや間接的暴力同様、女子少年院在院者では、その被害体験が多いことがうかがえる。

間接的暴力に相当する法務総合研究所（2001）における項目は、「自分はされなかったが、家族の間で上記2項目の暴力（上記2項目の内容は「たたかれる、つねられる、物を投げつけられるなどの暴力を受けた」「殴られる、蹴られる、刃物で刺される、首を絞められる、やけどを負わせられるなど、血が出たり、あざができたり、息ができなくなるような暴力を受けた」）があった」とみなせるが、男子少年院在院者では16.4%（2,125名中349名）、女子少年院在院者では24.5%（229名中56名）がそのような経験があると回答していた。表2に示した一般人を対象とした今回の結果と比較すると、女性については、少年院在院者の方が、被害経験が多いことがうかがえる。なお、一般人においては、身体的暴力よりも間接的暴力の経験の方が多いとの結果が得られたのに対して、少年院在院者については、性別を問わず、間接的暴力よりも身体的暴力の経験の方が多いとの結果が得られた。少年院在院者の場合、家族から暴力を受けたことが遠因で逸脱行動に至るようになったのか、逸脱行動を示すが故に身体的暴力を受ける

(*12) 法務総合研究所（2001）では、それぞれの被害の結果について、「父母や祖父母から繰り返し行われた群」「父母や祖父母から1回のみ行われたないしはその他の家族から行われた群」「被害のない群」の3群で分析しているが、本調査では、被害の頻度は関係なく、また、加害の対象者を同居する保護者に限定していることから、加害者が実父母ないし義父母の場合とみなして、再計算した数字を示している。

(*13) サンプル数が少なくその結果の信頼性は高いとは言えないが、資料2に、法務総合研究所（2001）と本調査の対象者の年齢が重なっている18～20歳について、各歳毎の被害状況を参考までに掲載している。

ようになったのかまでは、法務総合研究所（2001）では明らかにされていない。また、自らが身体的暴力を受けている場合、間接的暴力が存在しているかどうかにまで気が回らず、その結果、少年院在院者については、間接的暴力の存在が過小評価されている可能性も否定はできない。しかし、法務総合研究所（2001）と今回の結果の比較からは、一般人に比べて少年院在院者の方が、家族の中で身体的暴力の被害をより多く受けていることが推測される。

以上、一般人と少年院在院者の被害の状況についての比較をまとめてみると、少年院在院者については、明らかに身体的暴力の被害経験が多いこと、また、女子少年院在院者については、それ以外の被害についても一般人よりも多いと結論づけられよう。

なお、小林（2002）は、福祉、保健、医療、教育、司法、警察、民間の関連領域の協力のもと、複数地域の関係機関約40種19,900機関の悉皆的調査と主な機関27種90,000機関の全国調査によって、児童虐待の実態把握を行っているが、その結果、平成12年度に把握された家庭内虐待とその疑い、並びに類する行為の事例として24,744例が報告されたとし、性的虐待は928例、身体的虐待は11,979例、ネグレクトは10,791例、心理的虐待は4,913例（複数の虐待を受けた場合は重複計上してある）としている。今回の調査とは、関係機関に係属している者を母集団にしている点、平成12年度の虐待状況に限定している点、虐待状況の判定に当たって本人ではなく関連機関の側が査定していることなどが異なっており、一律に比較することはできない。しかし、試みに比較してみると、まず、表2に示した今回の結果と比較して小林（2002）の結果では、心理的虐待の報告が他の虐待の報告に比べて顕著に少ないことが指摘できる。この違いについては、心理的虐待だけの場合には関係機関に係属するまでに至らないこと、被害者側が心理的虐待と感ずることと関連機関が査定する場合には差が生じることなどが、影響を及ぼしている可能性があるのではないかと。また、表2に示した今回の結果と比較して小林（2002）の結果では、性的虐待の報告が身体的虐待やネグレクトに比べて少ないことも指摘できる。この違いについては、性的虐待はそのほとんどが人目に触れないで行われること、そして、被害者側も幼少期にあってはその意味が分からず、また、その意味が分かってからも性の話題がタブー視されていることなどが影響して、他の家族に相談するに至りにくいことから、その虐待事実が発覚されにくく、その結果、関連機関に係属されることも少なく、被害者側の自己申告の結果と差が出ていると解釈することが可能なのではないだろうか。

つぎに、それぞれの被害に対して、あったらよかったと思う援助・サポート先について考察してみたい。表4が示すように、被害の種類によって、欲する援助・サポート先に異なりが見られた。まず、身体的暴力については、「家族」を援助・サポート先とする者が最も多かった。この結果については、加害者以外の家族成員に、身体的暴力を阻止するために介入してほしいと望んでいたにもかかわらず、そうしてもらえなかったとの思いが反映した結果と解することができるのではないだろうか。一方、心理的暴力については、「身近な人」を挙げる者が最も多かった。身体的暴力に比べて、他の家族に介入してもらいその暴力を阻止してもらおうといった事態を打開するための援助よりも、心理的暴力を受けて傷ついた気持ちを気の置けない他者に慰めてもらったり癒してもらったりするサポートを求めているとの反応と解釈できるのではないだろうか。また、間接的暴力についても、「身近な人」を援助・サポート先とする者が最も多かった。間接的暴力の場合、その内容が夫婦間暴力である確率が多いことが推測されるが、両親いずれにも相談できない状況下、「身近な人」を挙げる結果となったと解することができるのではないだろうか。一方、性的暴力やネグレクトについては、「相談窓口」を援助・サポート先とする者が最も多かった。性的虐待については、性の話題自体タブー視されていることもあり、たとえ身近な人であっても相談しにくいこと、また、ネグレクトについては、例えば食事をさせてもらえないなどの事態を改

善するためには専門機関の介入や助力が必要であると感じている反応と解釈できるのではなかろうか。今後、公的機関や専門の相談窓口においては、これらのニーズを踏まえ、相談業務の充実を図っていくことが必要と思われる。なお、いずれの被害についても学校教師に援助・サポートを求める比率が高くなかったことについては、家庭内のことを学校にまで持ち込むべきではないといった意識の反映であると解釈することが可能であろう。ただし、今回の調査では、当時、実際に受けた援助・サポートについて調査していないので、実際に学校の教師がそれなりの援助・サポートを行っており、その結果、それ以上の援助・サポートを求めるべきではないとの反応であったとの解釈も否定はできない。

いずれかの被害を受けた場合のその被害の影響については、表7が示すように、まず、心理的暴力がある場合、影響が強いとの結果が得られた。加えて、身体的暴力、ネグレクト、性的暴力、間接的暴力のいずれについても、影響の強弱に心理的暴力の有無が関わっていた。西澤（1999）は、性的虐待、身体的虐待、ネグレクトといった虐待についても、されたことそのものよりも、それが親からされたという心理的傷つきが、その子どもを長期にわたって苦しみ否定的な影響を与えと言及しており、クルーズら（1994）も、心理的虐待は、子どもへの不適切な関わりの中核的な問題であるとしている。今回の結果は、これらの主張を裏打ちするものと解釈できる。ただし、心理的暴力を受けた者に対する重回帰分析の結果からは、複数の被害を受けた場合の方が影響が強いことも示唆されている。

また、心理的暴力、間接的暴力、及びそれらを含みいずれかの被害を受けた場合については、男性に比べて女性の方が、影響が強いと回答する結果が得られた。一般に、男性に比べて女性の方が家族の影響を受けやすいと言われているが、今回の結果はそれを支持していると言えよう。加えて、常識的に考えてごく当然の結果とも解せるが、間接的暴力の経験者については、身体的暴力の有無によっても影響の度合いが異なる、すなわち、間接的暴力にとどまらず自らが直接的に身体的暴力を受ける場合には、影響が強まるとの結果も得られた。

児童虐待の法律については、8割を超える人が聞いたことがあると回答していた。法律の内容が子育てに関連する比較的身近なものであることもあってか、この法律の知名度はかなり高い水準に達していると言えよう。なお、男性よりも女性の方が子育てに対する興味は高いと考えられるが、表8が示すように男性よりも女性の方が、また、晩婚化の昨今、子どもを設けるまでに至っておらず子育てへの関心もさほど高くないと考えられる30歳未満よりも30歳以上の方が、この法律について聞いたことがある比率が高いとの結果が得られた。このほか、当事者が児童虐待の被害に遭っていればそれへの関心が高くなることは当然と言えば当然であるが、実際、いずれかの被害を受けた者の方が受けていない者に比べて、聞いたことがある比率が高くなっていた。

しかしその一方で、表9が示しているように、30歳以上に比べて30歳未満の方が暴力を用いることに批判的な傾向が見られ、これらは近年の暴力を疑念視する姿勢が若者世代に広がりつつあることを示しているものの、全体的に見れば、しつけ意見について、「理由があれば可」との意見が8割を超えていた。男性に比べて女性の方が暴力を用いることに容認的でない結果が得られ、この結果については女性の方が暴力に抵抗感を有しているといった一般感覚からも納得できるところであるが、女性についても、「絶対にダメ」とする比率は18.1%に留まった。ところで、表10が示すように、身体的暴力、心理的暴力、間接的暴力については、その経験が「あり」の方が、しつけ意見について暴力を振るうことについて「絶対にダメ」とする比率が高く、「理由があれば可」とする比率が低いとの結果が示された。この結果については、自らの経験に照らし合わせて、加害者側が暴力を振るうなんらかの理由を見つけてはそれを口実に暴力がエスカレートするといった事態等を懸念する反応と解釈できるかもしれない。加えて、表11が示すように、しつけ意見別にいずれかの被害を受けた者のその被害の影響を分析したところ、しつけ

意見に暴力を用いることに否定的であるほど、被害の影響が強いとの結果が得られた。調査時点における社会適応状況等が芳しくなく、その原因を被害によるものと解釈して暴力を用いることに否定的な意見を表明するようになったのか、反対に、元々暴力を用いることに否定的意見を有していたため、被害を受けたことのダメージもより一層大きいものとなり調査時点にまで影響しているのか、あるいは、否定的意見を持つほどまでに深刻な被害を受けたのかなど、いずれの過程によってそのような関係が生まれたのかについては今回の調査から結論づけることはできないが、暴力を用いるかどうかのしつけ意見と被害の影響の程度に関係が見られたことは興味深い結果と言える。被害を受けていない者よりも実際に被害を受けた当事者の方が、また、その影響が弱いととらえる者よりも強いととらえる者の方がしつけに暴力を用いることに否定的な意見を有するといった今回の結果は、今後、しつけに暴力を用いることについての是非を考える際の一助になる可能性もあると考えられる。

第4 まとめ

一般市民を対象に、児童虐待被害の経験等を調査した。児童虐待への問題意識の高まりと共に、児童虐待の被害状況については、様々な機関がそれぞれの機関に係属した者を対象に、調査を行い始めている。法務総合研究所でも、平成12年に全国の少年院在院者を対象に児童虐待の被害状況を調査し、在院者の多くが児童虐待の被害を有していることなどを、法務総合研究所(2001)がまとめている。しかし、児童虐待の被害者が諸機関に係属しているとは限らない。本調査は、一般市民を対象に、しかも全国規模で、児童虐待の被害経験を初めて調査したものであり、まずもって、そうした調査を行ったこと自体に意義があると言える。

児童虐待の被害についての質問項目作成に当たっては、「児童虐待の防止等に関する法律 第2条(児童虐待の定義)」を踏まえ、同条に掲げられた4種類に相当するもの(本研究の用語に従えば、身体的暴力、ネグレクト、性的暴力、心理的暴力)について、調査対象者がその内容を具体的に思い浮かべやすいなど回答しやすい文言に置き換えて、調査した。その結果、属性が明らかな有効回答者のうち、5.3%が身体的暴力を、3.8%がネグレクトを、2.2%が性的暴力を、10.4%が心理的暴力を、また、14.5%が上記いずれかの被害を経験したとの結果が得られた。本調査は、児童期を過ぎた者を対象に、児童期に児童虐待の被害を受けたかどうかを回想させる手法をとっており、記憶の変容などのバイアスを勘案する必要があろう。加えて、各被害について、同法律の文言そのものを用いて調査しているわけではないので、同法律で規定している現象と同等のものと言えるかどうかについての疑問が残ろう。とは言え、児童虐待の実態の一側面を照らす資料であることは間違いない。これまでの児童虐待の諸研究と比較検討する中で、本研究で示された結果の意味をより深めて理解できるようになるのではないかと期待するところである。

また、本研究では、同法律には含まれていないものの、家族同士の暴力を目の当たりにするなど(本研究の用語に従えば、間接的暴力)も児童に少なからずダメージを与えることが容易に予想され、広義の虐待とみなすことができると考え、この点についての調査も行った。その結果、13.7%が間接的暴力を、また21.7%が間接的暴力を含めいずれかの被害を経験したとの結果が得られた。

加えて、これらの被害が被害者に及ぼした影響を測定する目的で、「今の生き方に与える影響の程度」について測定したところ、心理的暴力を受けたとする者は、影響の程度が大きいと回答する傾向があるなどの結果が得られた。このことは、様々な虐待現象の中でも、心理的暴力を度外視できないことが示されたとみなせよう。とは言え、心理的暴力については、他の被害に比べても客観的基準を設けて同定することができにくいものである。この心理的暴力をいかに同定し防止していくかは、今後、重要な課題と言えるのではあるまいか。

このほか、それぞれの被害に対して、あったらよかったと思う援助・サポート先について調査した結果、被害の種類によって、欲する援助・サポート先には異なりが見られた。身体的暴力、心理的暴力、間接的暴力については、まずもって、家族や身近な人など、相談にのることが専門ではない者に援助・サポートを求めることが多いとの結果が得られた。本結果について一般人に広く啓蒙することで、一般人の身近で生じている被害について、一般人が看過せずに積極的に一役を買うことが求められているとの意識喚起を行っていくことは意義あることではなかろうか。また、ネグレクトや性的暴力については、相談窓口を挙げる者が多かった。児童虐待への関心が高まる中、公的機関では、それへの様々な対策を講じていくことになろうが、被害者側のニーズを踏まえながら策を講じるべきであり、そうした意味で、

本結果が役立つことができれば幸いである。

なお、本調査は、無作為に抽出された調査対象者に対してアンケート調査によって、そのプライバシーにかかわる被害経験等を尋ねるものであったため、被害の具体的な内容等を踏み込んで尋ねることは控えることにした。したがって、得られた結果が児童虐待現象の表層的な部分にとどまったことは否定できない。その点を補うために、アンケート調査の回答者のうちいずれかの被害を受け、かつ、聞き取り調査に応じることに了承してくれた者に、さらなる調査を行った。その結果については、後続の「第2部 聞き取り調査」に示してある。併せて読むことで、児童虐待の様相がより克明になるものと考えている。

引用文献

- Cruz, F.G. & Essen, L., *Adult Survivors of Childhood Emotional, Physical, and Sexual Abuse*, 1994
(倭文真智子監訳「虐待サバイバーの心理療法—成育史に沿った包括的アプローチ」金剛出版, 2001)
法務総合研究所「児童虐待に関する研究(第1報告) その1—少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査」, 法務総合研究所研究部報告, 11, 2001
小林登「児童虐待全国実態調査 1.虐待発生と対応の実態」, 平成13年度厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業) 児童虐待および対策の実態把握に関する研究(総括研究報告書), 2002
西澤哲「トラウマの臨床心理学」, 金剛出版, 1999

謝辞

本調査に回答して下さった方々に感謝する。想起したくないものであるにも関わらず、貴重な情報提供をして下さった方も多くおられた。ここに、深く敬意を表したい。

資料1

被害の経験についてのアンケート調査

〒279-0013 千葉県浦安市日の出11番地
 法務省法務総合研究所研究部
 Tel.047-382-1013(代)
 Fax.047-382-1688

〔ご記入に際してのお願い〕

- ① ご記入は、必ず封筒に書かれた宛名の方をお願いします。
- ② お答えは、あてはまる回答の番号を○で囲んでください。また、() 内には具体的に記入してください。
- ③ 記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずにご投函ください。

なお、おそれいりますが、5月24日までに、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

このアンケート調査についてのお問い合わせは、下記担当者が窓口となっております。

庵前 Tel.047-382-1017 古田 Tel.047-382-1019

藤野 Tel.047-382-1687 徳田 Tel.047-382-1686

総務省承認 No.22770

承認期限

平成14年5月31日

- (1) はじめに、最近、話題になっている問題について、あなたの考えや意見を、おうかがいします。次の質問A～Bについて、あなたの考えにあてはまる番号を選んで、○をつけてください。

質問A 平成12年に、児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）ができました。あなたはこの法律のことを聞いたことがありますか。

- 1 聞いたことがある 2 聞いたことがない

質問B あなたは、親が自分の子どもをしつけるのに、たたいたりすることを、どう思いますか。

- 1 あたりまえだと思う
2 しかる理由がはっきりしていれば、ある程度たたいてもかまわない
3 どんな理由があっても、たたいたりしてしつけるべきではない

- (2) 18歳頃までの間に、同居する保護者である家族に、Q1～Q5のようなことがありましたか。Q1～Q5のそれぞれについて、あてはまる番号を選んで○をつけてください。

Q1 けがを負うような暴力を振るわれたことがある。

- 1 ある 2 ない

Q2 自分以外の家族の間での暴力を、見たことがある。

- 1 ある 2 ない

Q3 1日以上、食事をさせてもらえなかったり、長時間戸外などに放置されたり、その他保護者としての役割を著しく怠る行為を受けたことがある。

- 1 ある 2 ない

Q 7 家族からの被害を受けたことが、あなたの今の生き方に影響を与えていると思いますか。あてはまるものを一つ選んで○をつけてください。

- 1 非常にそう思う
- 2 どちらかといえばそう思う
- 3 どちらかといえばそう思わない
- 4 まったくそう思わない

(4) あなた自身のことについておたずねします。

Q 8 あなたは何歳ですか。() に記入してください。() 歳

Q 9 あなたは男性ですか、女性ですか。あてはまる番号に○をつけてください。

- | | |
|------|------|
| 1 男性 | 2 女性 |
|------|------|

(Q 1～Q 5まで、全部「2 (ない)」に○をつけた方は、これでアンケートはおわりです。
Q 1～Q 5までのいずれかで「1 (ある)」に○をつけた方は、つぎにお進みください。)

(5) Q1～Q5のなかで、「1（ある）」に、一つでも○をつけた方におたずね
します。

法務省法務総合研究所では、昨年から、家族から被害を受けた人に対する有効な
方策を探るための研究を続けています。今回は18歳頃までの間にQ1～Q5のような
経験をした方から、個別に詳しくお話をうかがう聞き取り調査を行っていますが、あ
なたは、この調査に協力していただけますか。

協力の内容は、1～2時間ほどの面接に応じていただくものです。面接の日時や場
所は、なるべくあなたのご都合にあわせてみます。

面接した内容は、研究以外の目的に使われることはありません。また、あなたから
うかがった内容をもとに研究をまとめたものについては、家族からの被害に悩む人々
に役立つものになることを私たちは強く願っています。もちろん、個人の秘密は
完全に守られ、あなた自身が特定されないよう充分配慮します。

下の1～3のうち、あてはまる番号を一つ選んで○をつけてください。

- 1 協力してもよい
- 2 内容を教えてもらってから、協力するかどうか決めたい
- 3 協力したくない

上で1と2に○をつけた方には、こちらから連絡をさしあげたいと思いますので、
下記にご記入ください。

- 1 ア～ウの連絡方法のうち、希望するものに○をつけ、必要な事項をご記入く
ださい。

- ア 郵便 → 宛先
- イ 電話 → 電話番号
- ウ 電子メール → メールアドレス

お名前

- 2 当方から、ご連絡をとる際、気をつけてほしいことなどありましたら、ご記入
ください。

この調査^{ちやうさ}についての、ご感想^{かんそう}・ご意見^{いけん}などありましたら、自由^{じゆう}に書いてください。
特^{とく}になければ、記入^{きにゅう}する必要^{ひつよう}はありません。

自由記載欄^{じゆうきさいらん}

ご協力^{きょうりょく}、どうもありがとうございました。

資料2 法務総合研究所(2001)と今回の調査の比較

法務総合研究所(2001)の少年院在院者における各被害の経験者数及びその比率

性別	年齢	身体的暴力	ネグレクト	性的暴力	間接的暴力	左記 いずれかの 暴力	間接的暴力 を除く左記 いずれかの 暴力	調査対象 人数
男性	18	173 (36.7)	39 (8.3)	4 (0.8)	74 (15.7)	217 (46.1)	186 (39.5)	471
	19	174 (38.6)	30 (6.7)	4 (0.9)	67 (14.9)	211 (46.8)	187 (41.5)	451
	20	51 (27.7)	5 (2.7)	—	30 (16.3)	64 (34.8)	52 (28.3)	184
女性	18	22 (43.1)	5 (9.8)	5 (9.8)	10 (19.6)	28 (54.9)	25 (49.0)	51
	19	22 (50.0)	6 (13.6)	2 (4.5)	13 (29.5)	27 (61.4)	23 (52.3)	44
	20	2 (22.2)	1 (11.1)	1 (11.1)	2 (22.2)	4 (44.4)	2 (22.2)	9

注 1 () は、比率である。

2 「身体的暴力」の質問文は、「殴られる、蹴られる、刃物で刺される、首を絞められる、やけどを負わされるなど、血が出たり、あざができたり、息ができなくなるような暴力を受けた」であり、その相手が、実父、実母、義父、義母のいずれかであるものを計上している。

3 「ネグレクト」の質問文は、「1日以上、食事をさせてもらえなかった」であり、その相手が、実父、実母、義父、義母のいずれかであるものを計上している。

4 「性的暴力」の質問文は、「自分の意志に反して、性的な接触を無理強いされた(体を触られる、寄りかかれる、服を脱がされる、キスされるなど)ないし「自分の意志に反して、性交された(されそうになった)」であり、その相手が、実父、実母、義父、義母のいずれかであるものを計上している。

5 「間接的暴力」の質問文は、「自分はされなかったが、家族の間で暴力があった」であり、その相手が、実父、実母、義父、義母のいずれかを含むものを計上している。

今回の調査の一般人における各被害の経験者数及びその比率

性別	年齢	身体的暴力	ネグレクト	性的暴力	間接的暴力	左記 いずれかの 暴力	間接的暴力 を除く左記 いずれかの 暴力	調査対象 人数
男性	18	2 (5.7)	3 (8.6)	—	4 (11.4)	5 (14.3)	3 (8.6)	35
	19	8 (17.0)	1 (2.2)	—	8 (17.0)	10 (21.3)	9 (19.1)	46
	20	1 (2.6)	1 (2.6)	—	5 (13.2)	5 (13.2)	1 (2.6)	38
女性	18	6 (9.5)	2 (3.2)	2 (3.2)	8 (12.7)	12 (19.0)	9 (14.3)	63
	19	5 (8.1)	1 (1.6)	—	10 (16.1)	12 (19.4)	5 (8.1)	62
	20	1 (1.7)	1 (1.7)	2 (3.4)	7 (11.9)	10 (16.9)	4 (6.8)	59

注 () は、比率である。